

危機管理産業展 2017 出展に係る業務委託仕様書

公益財団法人東京都中小企業振興公社

企画管理部 助成課

仕様書

1 件 名

危機管理産業展 2017 出展に係る業務委託

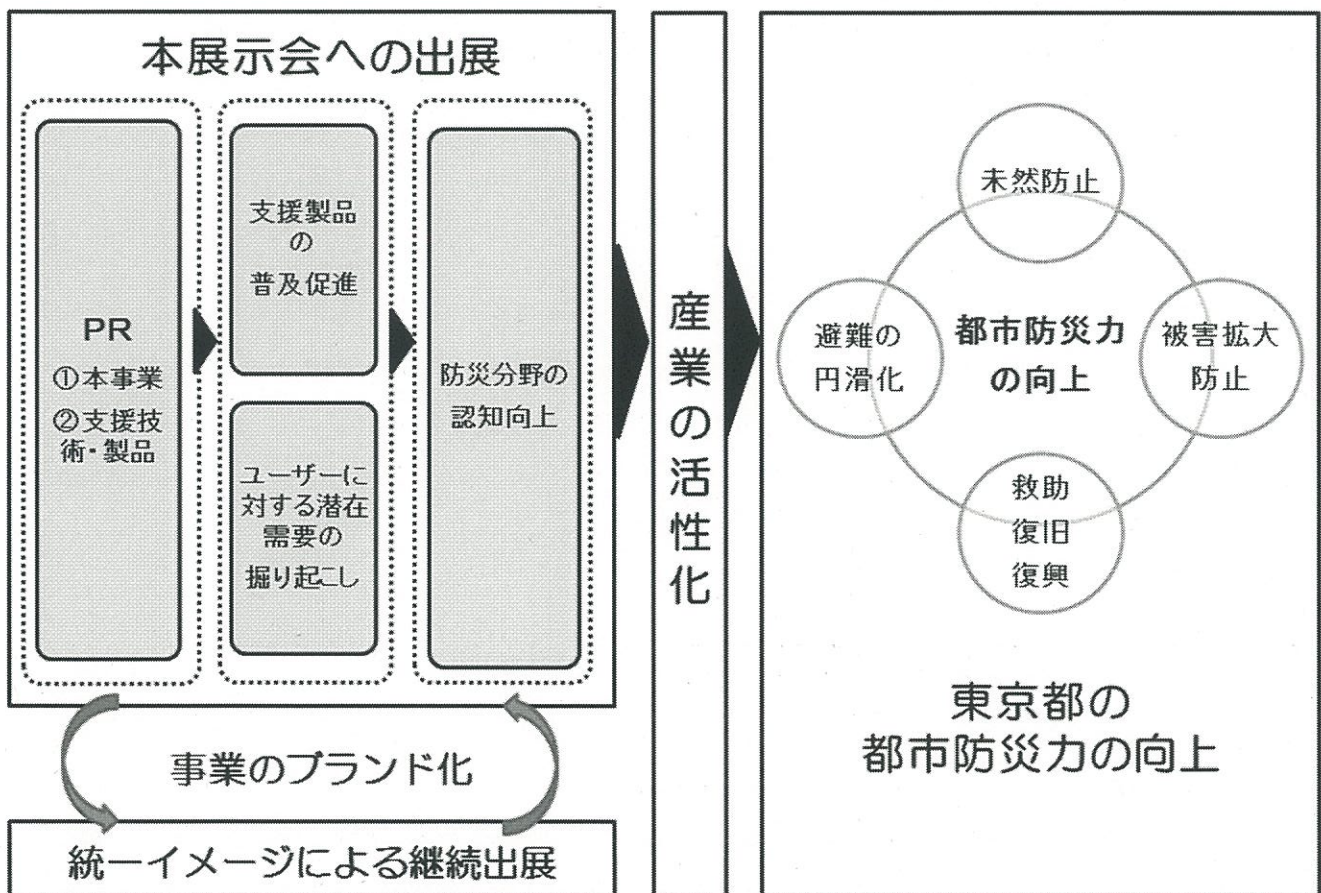
2 目 的

本展示会への出展を通じ、先進的防災技術実用化支援事業による成果を広くPRし、ユーザー側の防災に関する潜在的ニーズを掘り起すことにより、支援する技術・製品の普及促進を後押しすると共に、都内中小企業の事業機会拡大と都市防災力の向上を図ることを目的とする。

3 出展コンセプト

上記目的の達成のため、公社展示ブース訪問者のさらなる増加、各企業の製品、企業の魅力のPR強化に取り組む。今回は、各企業の製品の良さを肌で体感できる展示展開、公社展示スペース内のブース間の往来促進や回遊性を重視した展示配置を行うことを基本仕様とし、先進的な装飾やPRツールなどの展開によって出展効果の最大化を目指す。

《先進的防災技術実用化支援事業のコンセプトイメージ》



4 展示会の概要

展示会名	危機管理産業展 2017
開催場所	東京ビッグサイト（江東区有明3-1 1-1）西ホール及び会議棟
開催日時	平成 29 年 10 月 11 日（水）から平成 29 年 10 月 13 日（金） 各日午前 10 時から午後 5 時まで
出展面積	30 小間（270 m ² ）
小間内訳	先進的防災技術実用化支援事業 30 小間（以下、「公社ブース」という。）
小間タイプ	未定（6 月末頃に確定：通路を挟んだタイプ、通路を含めたタイプ）
出展内容	先進的防災技術実用化支援事業の支援企業（共同出展：26 社）、公社事業紹介

5 契約期間

契約締結日から平成 29 年 10 月 20 日（金）まで

6 業務概要

業務詳細については、原則、仕様書記載のとおりとする。

記載内容から変更、追加が生じた場合や仕様書に記載のない事項への対応が必要となった場合については、委託者及び委託者の指定する者と協議の上、対応すること。

7 業務詳細

受託者が実施する業務の詳細は以下のとおり。

（1）ブースのデザイン、設営及び撤去

公社ブースについて、下記の①～⑤を実施すること。

①レイアウト

本展示会の出展コンセプトに基づき、支援製品等の PR が効果的に行えること、さらに商談促進につながるレイアウトづくりを目指す。委託者より提示する公社ブース基本構想をもとに、以下のアからエを盛り込んだレイアウトを行うこと。詳細等は、仕様書別紙 1「基本レイアウト図（2 タイプ）」及び仕様書別紙 2「前年度出展時の図面等」を参照のこと。

なお、公社ブース基本構想については、主催者により出展小間タイプ（6 月末頃に確定）が決定されるため、基本レイアウト図のうち近いタイプを基本にレイアウトを設計する。

ア 基本的な考え方

高い視認性、開放感を確保すること。また、来場者による公社ブース内の回遊や個別ブース間の移動を促進するように配慮、工夫すること。

イ 公社ブース全体

（ア） 公社ブース正面や側面に、助成事業全体の PR 及び製品の実物展示コーナーを設ける。パネルや PR 動画、製品実物展示を行う。また、アイキャッチは、遠方からの視認性を確保するため、「大きく」・「高く」する。

（イ） 公社ブース内に支援企業 26 社の製品 PR ブースを設置する。

（ウ） 快適な商談環境や公社事業、防災情報提供のコーナーとしてカフェスペースを設ける。

（エ） 共用のバックヤードを設置する。

（オ） 公社ブース上にバルーンを設置する。

（カ） 公社ブース内に、ブース案内マップを設置する。

ウ 企業コーナー（26 社）

（ア） 企業毎に製品 PR のための個別ブースを設け、パネル、支援製品実機・支援製品模型の

展示及び実演・デモ、企業担当アテンド等による PR を実施する。

(イ) 個別ブースについては、展示台のななめ配置や壁面造作へのアーチ、トンネル、窓の設置などにより、会場全体の視認性、開放感、回遊性等を確保すること。

(ウ) 個別ブースについては、製品説明台（縦 500mm 横 2000mm 高さ 800～1200mm）と 22 インチのモニター、モニター台とする。

エ カフェスペース

(ア) コーヒーマシンによりコーヒーを提供し、快適な商談スペース、公社事業や防災情報に関する媒体やノベルティの配付スペースとして活用する。（コーヒーマシン 3～5 台、コーヒーカプセル 5,000 杯）

(イ) 来場者のリーチ力が弱い中央奥エリアに人の流れを誘導し、また、ブース内に広く分散させる機能をもたせること。

②デザイン・装飾

本展示会の出展コンセプトに基づき、高い視認性、開放感を確保しつつ、共同出展企業や製品、公社事業を積極的にアピールするデザイン・装飾とする。

また、来場者による公社ブース内の回遊や個別ブース間移動を促進するように配慮、工夫すること。

ア ロゴ

公社ロゴ「Tokyo SME」を効果的に使用すること基調とした配色とする。指名業者には選定後に「Tokyo SME」をはじめとした各種データを提供する。

イ 配色

公社ロゴ「Tokyo SME」を基調とした配色とする。

ウ 全体装飾

必要に応じて以下を多用し、効果的に PR する。

①スポットライト：全体の明るさを確保する。ブース上のレールから吊るし、あるいは、壁面の下方などからのライトアップ

②42.5 インチモニター：ブース壁面等の外側・内側に設置し、動きによる PR を強化

エ 個別ブース装飾

原則、間切り等は設けず見通しを良くすること。通路を隔てた小間タイプの場合は、各ブース内にトンネルを設置し、横方向の動線を確保し、来場者の回遊性を向上させること。

オ 床工事

パンチカーペット色彩は全体イメージと統一感のあるものを使用し、共同出展企業のカテゴリー別に配色を変えること。

カ 電気工事

展示ブース内の幹線工事、配線工事を行うこと。

③ブース設営・撤去

ブース設営ならびに撤去、物品・資材・什器（展示台、テーブル）等のレンタルの他、必要な装飾品等の設置及び撤去を行うこと。

④工程管理

契約上定められた工程を順守し、誠実に実行すること。なお、進捗状況等については、公社に随時報告するとともに、その指示に従うこと。

⑤出展企業との説明・連絡・調整

共同出展企業の出展、展示物、PR 用コンテンツ（リーフレット、A0 パネル、PR 映像等）、装飾等について、各企業への説明・連絡・調整の上で業務を遂行すること。

(2) PR用コンテンツの制作

以下の①～⑤に係る企画、取材、編集、校正（校閲含む）、制作及び納品に係る業務を実行すること。各コンテンツの制作にあたっては、統一感のある内容とし、ブースデザインとの一体感を持たせるものとする。

①リーフレット

共同出展企業 26 社の製品及び企業の紹介、助成事業の紹介、ブースマップ等を掲載し、基本構成・デザインについては、ブース・デザイン等を踏襲する。

ア 出展企業のコンテンツをコンパクトにまとめた日本語概要版

部 数 3,000 部

仕上がり A 2 四つ折り 両面カラー印刷（4 色×4 色）

イ 上記英語版

部 数 300 部

仕上がり A 2 四つ折り 両面カラー印刷（4 色×4 色）

②A0 パネル 40 枚程度（共同出展企業分 26 枚、採択企業一覧 3～9 枚、その他 6 枚程度）

共同出展企業の製品情報、本助成事業の採択一覧（26、27、28 年度：1 枚／年度）、その他公社事業情報（2 種：各 1 枚）を掲載する。

基本構成・デザインについては、ブース・デザイン等を踏襲する。

③PR 映像

仕様書別紙 3 のとおり 1 点

導入部及び結びは「危機管理産業展 2016」出展時作成映像を使用し、支援企業インタビュー部分（3 社：仕様書別紙 3 水色部分）を新たに制作すること。前年度作成映像については委託者より提供する。なお、インタビュー 3 社については選定後に別途通知する。

④WEB 広告サイト

WEB サイト

（株式会社東京ビッグサイトの主催者サイトのバナー広告にリンクさせるための WEB サイト）

フォーマットについては、危機管理産業展 2016 出展時作成のものを参考としつつ、ブース・デザインとの一体感を持たせ、支援製品情報・写真等のコンテンツを刷新・更新すること。リンク用バナー及び前年度作成物については委託者より提供する。

⑤会場マップ広告データ

開催期間中に主催が配布する会場マップに掲載する広告データ 1 点

仕様：横 69mm×縦 37mm／4 色／Adobe Illustrator 形式のデータ

危機管理産業展 2016 出展時作成のものを参考とし、ブース番号等を必要に応じて修正すること。前年度作成物については委託者より提供する。

(3) 事務局業務

受託者は以下の①～⑨に定める業務を適切かつ効率的に遂行するものとし、必要に応じて、実施計画の企画提案を行うこととする。

また、受託者は事務局の担当者として、10 小間以上の展示会事務局運営の経験、実績のある者を配置する。事務局運営にあたっては、受託事業者名ではなく「(公財) 東京都中小企業振興公社 危機管理産業展 出展事務局」としてあたるものとし、事務局専用のサーバー、アドレスを用意する。

① カフェスペースの運営（公社ブース全体で 1 ヲ所、常時 2～3 名のコーヒー提供者を確保）

② ステージプレゼン用司会ナレーター 1 名の運用（アトリウムにて：10 月 13 日午後 1 時間）

- ③ 公社ブースの専属通訳 1 名の運用（英語・中国語対応）
- ④ 出展実施後の報告書の作成
- ⑤ 出展に係る、共同出展企業、展示会主催者との打ち合わせ及び事務の代行
- ⑥ パネルやリーフレット、動画等の媒体制作に係る関係者調整
- ⑦ 共同出展企業、公社向け出展マニュアルの作成・配付
- ⑧ 各打合せ議事録の作成
- ⑨ その他、上記①～⑧の実施に必要な業務

8 所有権等

完成した図面及びコンテンツのデータは委託者が指定したファイル形式（イラストレータ形式、PDF 形式等）でDVD等の記録メディアに保存し、委託者に納品すること。

完成したコンテンツに関する著作権法第 27 条、28 条に定める権利を含むすべての著作権は委託者に譲渡すること。受託者は委託者等に対し著作人格権の行使をしないものとする。また、所有権等、一切の権利は委託者に帰属するものとする。

9 見積金額

見積金額は、消費税及び地方消費税を含めた総額表記とし、そのほか税別および税表記を明示するものとし、また、見積内訳として、各仕様内容を十分に実現可能な内容について必要最小限の経費でそれぞれ見積もること。

10 支払方法

検収後、受託者からの請求に基づき 30 日以内に口座振込みにより支払う。

11 セキュリティポリシー要件

受託者は、本委託業務の受託にあたり、以下に定める情報セキュリティに係る事項を遵守すること。

- (1) 本委託業務の履行にあたって、個人情報を取り扱う場合は、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成 2 年東京都条例第 113 号）を遵守して取り扱う責務を負い、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、第三者に外注・再委託する場合、再委託の内容、再委託先及びその責任者、作業者、作業場所、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等、その外公社の要求する事項について文書で提出し、あらかじめ公社の承諾を得ること。
- (3) 本委託業務の内容及び本委託業務の履行により知り得た内容について、目的外使用及び第三者への提供を行ってはならない。
- (4) 本委託業務の履行にあたっては、受託者自身が提案した実施手順・実施計画等を遵守し、委託者及び共同出展者に提供するサービスの内容及びレベルを保証すること。
- (5) 本委託業務に携わる人材に対し、適切な教育を実施すること。
- (6) 本委託業務に係る定期報告及び緊急時報告を必ず行うこと。
- (7) 本委託業務終了時には、取得した情報資産の返還及び廃棄等を適切に行うこと。ただし、印刷物の刷版等、本委託事業終了後に増刷の可能性があるコンテンツに係る情報資産の一部については、委託者の求めに応じて適切に保管すること。
- (8) 委託者又はシステム管理者による監査、点検、検査の要請があった場合、これに協力すること。
- (9) 本要件が遵守されず、情報セキュリティ事故が発生した場合、受託者は委託者及び共同出展

者に対し損害賠償等の義務を負うこと。また、委託者は情報セキュリティ事故発生時の事故内容、事業者名等の公表を行うことができる。

12 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

（1）公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

（2）公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができる。

13 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

14 その他留意すべき事項

- （1）本仕様書に定めのない事項に関しては、委託者と受託者により別途協議し、出展目的の実現に向け前向きに善処すること。
- （2）本委託業務内容に関しては、委託者及び共同出展企業の事情変更等に伴う流動的要素を含む。やむを得ない事情による修正事項等が生じた場合、委託者と協議し予算限度額内で出展目的の実現に向け前向きに善処すること。
- （3）応募に係る経費については応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。

（担当）

公益財団法人東京都中小企業振興公社
企画管理部助成課

小池、中西、新垣

TEL 03-3251-7895

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。